

私立高等学校等就学支援事業補助金（授業料等減免補助）交付要領

（趣旨）

第1条 私立高等学校等就学支援事業補助金（授業料等減免補助）（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）および大学私学課所管補助金等交付要綱（昭和46年7月1日決定（以下「交付要綱」という。））に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）補助事業者

県内の私立高等学校等（高等課程を有する私立専修学校を含む。）の設置者

（2）保護者等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「法」という。）第5条第2項で定める者

（3）授業料等

授業料、施設設備費等、入学金

（4）施設設備費等

授業料に準ずる納付金、施設設備費、冷暖房費

（5）授業料に準ずる納付金

特別授業料、実験実習費（課内外を問わず、授業にかかる経費として補助事業者が生徒および保護者に納付を求めるもので、年度当初に年額が明示されているもの）

（6）就学支援金

法第3条で定める高等学校等就学支援金

（補助金額の算出）

第3条 補助金額は、別表1のいずれかに該当する生徒（休学者を除く。）が授業料等（私立専修学校の高等課程および私立高等学校の単位制課程は授業料および授業料に準ずる納付金のみ、私立高等学校の専攻科は授業料のみ）の減免を受けた金額と同表に定める基準額のいずれか低い額の合計とする。（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。）ただし、別表1の5に該当する生徒は、知事が適当と認める額とする。

（減免手続）

第4条 補助事業者は、生徒および保護者等から減免申請の受理、減免の決定などの手続を書

面で行い、適正な事務処理に努めるものとする。

- 2 前項の減免申請書には、別表 2 に定める書類を添付させなければならない。ただし、やむを得ない事由により当該書類を提出することができないときは、知事が必要と認める書類を提出することでこれに代えることができる。また、高等学校等就学支援金の認定結果を用いることが可能な場合は、提出する書類を省略することができる。

(事業計画書)

第 5 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする年度の 5 月 31 日および 7 月 31 日（その日が日曜日もしくは土曜日または休日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合にあっては、その日の直後の日曜日等でない日）までに事業計画書（様式第 1 号）および対象生徒別減免調書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

(内示)

第 6 条 知事は、補助金の交付を受けようとする者に対し、補助金の交付の可否および交付金額を内示する。

(事業遂行状況報告)

第 7 条 補助事業者は、知事が必要と認めて指示した日までに、補助事業の遂行状況を、別に定める事業遂行状況報告書により知事に報告しなければならない。

(変更内示)

第 8 条 知事は、規則第 6 条の規定により決定した交付金額を変更する必要があると認めるときは、補助事業者に対し、変更後の交付金額を内示する。

(書類の保管)

第 9 条 補助事業者は、補助事業に係る書類について、補助金の交付を受けた翌年度から起算して 5 年を経過するまでの間保管しなければならない。

附 則

この要領は、平成 22 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成30年7月の補助金から適用する。

別表 1

1 私立高等学校（専攻科および通信制課程除く）

区分	基準額		
	授業料（月額）	施設設備費等（月額）	入学金
生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第6条第1項に規定する被保護世帯の生徒	—	当該私立高等学校の施設設備費等納付金（月額）と7,500円のいずれか低い額	全額
当該年度の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税世帯の生徒	—	当該私立高等学校の施設設備費等納付金（月額）と7,500円のいずれか低い額	全額
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、85,500円未満の世帯の生徒	当該私立高等学校における授業料（月額）から19,800円を控除した額の1/2に相当する額と1,750円のいずれか低い額	当該私立高等学校の施設設備費等納付金（月額）の1/2に相当する額と3,750円のいずれか低い額	当該私立高等学校の入学金の1/2に相当する額
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、257,500円未満の世帯の生徒	当該私立高等学校の授業料（月額）から14,850円を控除した額の1/3に相当する額と2,816円のいずれか低い額	当該私立高等学校の施設設備費等納付金（月額）の1/3に相当する額と2,500円のいずれか低い額	当該私立高等学校の入学金の1/2に相当する額

※入学金の減免対象額は、県立高校の入学金相当額5,650円（定時制の場合は、2,100円）を控除した額とする。

2 私立高等学校（専攻科）

区分	基準額
	授業料（月額）
生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第6条第1項に規定する被保護世帯の生徒	当該私立高等学校（専攻科）における授業料（月額）
当該年度の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税世帯の生徒	当該私立高等学校（専攻科）における授業料（月額）
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、66,600円未満の世帯の生徒	当該私立高等学校（専攻科）における授業料（月額）の1/2に相当する額

3 私立専修学校（高等課程）

区分	基準額		
	授業料（月額）	授業料に準ずる納付金（月額）	入学金
生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第6条第1項に規定する被保護世帯の生徒	2,333円	27,416円	全額
当該年度の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税世帯の生徒	2,333円	27,416円	全額
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、85,500円未満の世帯の生徒	当該専修学校（高等課程）における授業料（月額）から19,800円を控除した額の1/2に相当する額と3,641円のいずれか低い額	当該専修学校（高等課程）の授業料に準ずる納付金（月額）の1/2に相当する額と13,708円のいずれか低い額	当該専修学校（高等課程）の入学金の1/2に相当する額
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、257,500円未満の世帯の生徒	当該専修学校（高等課程）の授業料（月額）から14,850円を控除した額の1/3に相当する額と4,077円のいずれか低い額	当該専修学校（高等課程）の授業料に準ずる納付金（月額）の1/3に相当する額と9,138円のいずれか低い額	当該専修学校（高等課程）の入学金の1/2に相当する額

※入学金の減免対象額は、県立高校の入学金相当額5,650円を控除した額とする。

4 私立高等学校（単位制課程）

区分	基準額		
	授業料 (1単位当たり)	授業料に準ずる 納付金（月額）	入学金
生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第6条第1項に規定する被保護世帯の生徒	—	5,083円	全額
当該年度の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税世帯の生徒	—	5,083円	全額
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、85,500円未満の世帯の生徒	当該私立高等学校(通信制課程)における授業料(1単位当たり)から9,624円を控除した額の1/2に相当する額と855円のいずれか低い額	当該私立高等学校(通信制課程)の授業料に準ずる納付金(月額)の1/2に相当する額と2,541円のいずれか低い額	当該私立高等学校(通信制課程)の入学金の1/2に相当する額
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、257,500円未満の世帯の生徒	当該私立高等学校(通信制課程)の授業料(1単位当たり)から7,218円を控除した額の1/3に相当する額と1,372円のいずれか低い額	当該私立高等学校(通信制課程)の授業料に準ずる納付金(月額)の1/3に相当する額と1,694円のいずれか低い額	当該私立高等学校(通信制課程)の入学金の1/2に相当する額

※授業料は1単位当たりの金額であるため、月額は、当該科目の履修月数で除した額となる。

※入学金の減免対象額は、県立高校単位制の入学金相当額500円を控除した額とする。

5 全学校種共通

- (1) 父または母の死亡により、授業料等の納入が困難になったと認められる世帯の生徒は、知事が適当と認める額
- (2) 風水害、火災、その他の事由により授業料等の納入が困難になったと認められる世帯の生徒は、知事が適当と認める額
- (3) 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月(定時制・通信制は48月)を経過したために就学支援金の支給を受けることができない生徒は、卒業までの間、2年間を上限として知事が適当と認める額
- (4) 高等学校等を中途退学した者が再び単位制高等学校で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間は満了していないが、支給上限である74単位に達したため就学支援金の支給を受けることができない生徒は、卒業までの間、2年間を上限として知事が適当と認める額
- (5) 単位制高等学校の生徒((4)に該当する者以外)で、法律上の就学支援金支給期間は満了していないが、支給上限である74単位に達したため就学支援金の支給を受けることができない生徒は、支給期間が満了するまで知事が適当と認める額

別表 2

区分	添付書類
生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第6条第1項に規定する被保護世帯の生徒	生活保護受給証明書
当該年度の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税世帯の生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が発行する保護者の道府県民税所得割および市町村民税所得割が明示された書類 4～6月分…前年度のもの 7～3月分…当該年度のもの ※保護者全員の書類を添付すること
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、85,500円未満の世帯の生徒	
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、257,500円未満の世帯の生徒	
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、66,600円未満の世帯の生徒	
父または母の死亡により、授業料等の納入が困難になったと認められる世帯の生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯員の戸籍謄本 ・民生委員の意見書（父または母（養父母）等の死亡により生活が困窮している旨の意見書） ・保護者の所得を証明する書類
風水害、火災、その他の事由により授業料等の納入が困難になったと知事が認める世帯の生徒	<p>（風水害による場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町長が発行する被災証明書 ・税務署長または県税事務所長の証した減免証明書 ・保護者の所得を証明する書類 <p>（火災による場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防署の証した被災証明書 ・保護者の所得を証明する書類
高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過したために就学支援金の支給を受けることができない者で、卒業までの間、2年間を上限として学び直す生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等就学支援金受給資格消滅通知 ・市町村が発行する保護者の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が明示された書類
高等学校等を中途退学した者が再び単位制高等学校で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間は満了していないが、支給上限である74単位に達したため就学支援金の支給を受けることができない者で、卒業までの間、2年間を上限として学び直す生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等就学支援金受給資格消滅通知 ・履修証明書 ・市町村が発行する保護者の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が明示された書類

<p>単位制高等学校の生徒で、法律上の就学支援金支給期間は満了していないが、支給上限である74単位に達したため就学支援金の支給を受けることができない生徒</p>	<p>・市町村が発行する保護者の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が明示された書類 4～6月分…前年度のもの 7～3月分…当該年度のもの ※保護者全員の書類を添付すること</p>
--	---

(経過措置)

第2条 平成25年度以前から引き続き県内の私立高等学校等に在学する者に係る補助金額の算出および減免手続については、別表1および別表2を次のとおり読み替えるものとする。

別表1

1 私立高等学校（専攻科および通信制課程除く）

区分	基準額		
	授業料（月額）	施設設備費等（月額）	入学金
生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第6条第1項に規定する被保護世帯の生徒	3,500円	当該私立高等学校の施設設備費等納付金（月額）と7,500円のいずれか低い額	全額
当該年度の道府県民税および市町村民税が非課税世帯の生徒	3,500円	当該私立高等学校の施設設備費等納付金（月額）と7,500円のいずれか低い額	全額
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、31,500円に①、②の合計を加えた額未満の世帯の生徒	当該私立高等学校における授業料（月額）から14,850円を控除した額の1/2に相当する額と4,225円のいずれか低い額	当該私立高等学校の施設設備費等納付金（月額）の1/2に相当する額と3,750円のいずれか低い額	当該私立高等学校の入学金の1/2に相当する額
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、135,500円に①、②の合計を加えた額未満の世帯の生徒	当該私立高等学校の授業料（月額）から9,900円を控除した額の1/3に相当する額と4,466円のいずれか低い額	当該私立高等学校の施設設備費等納付金（月額）の1/3に相当する額と2,500円のいずれか低い額	当該私立高等学校の入学金の1/2に相当する額

① 16歳未満の扶養親族の数×35,500円

② 16歳以上19歳未満の扶養親族×18,500円

※入学金の減免対象額は、県立高校の入学金相当額5,650円（定時制の場合は、2,100円）を控除した額とする。

2 私立高等学校（専攻科）

区分	基準額
	授業料（月額）
生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第6条第1項に規定する被保護世帯の生徒	当該私立高等学校（専攻科）における授業料（月額）
当該年度の道府県民税および市町村民税が非課税世帯の生徒	当該私立高等学校（専攻科）における授業料（月額）
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、66,600円に①、②の合計を加えた額未満の世帯の生徒	当該私立高等学校（専攻科）における授業料（月額）の1/2に相当する額

①16歳未満の扶養親族の数×35,500円

②16歳以上19歳未満の扶養親族×18,500円

3 私立専修学校（高等課程）

区分	基準額		
	授業料（月額）	授業料に準ずる納付金（月額）	入学金
生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第6条第1項に規定する被保護世帯の生徒	7,283円	27,416円	全額
当該年度の道府県民税および市町村民税が非課税世帯の生徒	7,283円	27,416円	全額
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、31,500円に①、②の合計を加えた額未満の世帯の生徒	当該専修学校（高等課程）における授業料（月額）から14,850円を控除した額の1/2に相当する額と6,116円のいずれか低い額	当該専修学校（高等課程）の授業料に準ずる納付金（月額）の1/2に相当する額と13,708円のいずれか低い額	当該専修学校（高等課程）の入学金の1/2に相当する額
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、135,500円に①、②の合計を加えた額未満の世帯の生徒	当該専修学校（高等課程）の授業料（月額）から9,900円を控除した額の1/3に相当する額と5,727円のいずれか低い額	当該専修学校（高等課程）の授業料に準ずる納付金（月額）の1/3に相当する額と9,138円のいずれか低い額	当該専修学校（高等課程）の入学金の1/2に相当する額

①16歳未満の扶養親族の数×35,500円

②16歳以上19歳未満の扶養親族×18,500円

※入学金の減免対象額は、県立高校の入学金相当額5,650円を控除した額とする。

4 私立高等学校（通信制課程）

区分	基準額		
	授業料 (1 単位当たり)	授業料に準ずる 納付金 (月額)	入学金
生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第6条第1項に規定する被保護世帯の生徒	1,711円	5,083円	全額
当該年度の道府県民税および市町村民税が非課税世帯の生徒	1,711円	5,083円	全額
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、31,500円に①、②の合計を加えた額未満の世帯の生徒	当該私立高等学校(通信制課程)における授業料(1単位当たり)から7,218円を控除した額の1/2に相当する額と2,058円のいずれか低い額	当該私立高等学校(通信制課程)の授業料に準ずる納付金(月額)の1/2に相当する額と2,541円のいずれか低い額	当該私立高等学校(通信制課程)の入学金の1/2に相当する額
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、135,500円に①、②の合計を加えた額未満の世帯の生徒	当該私立高等学校(通信制課程)の授業料(1単位当たり)から4,812円を控除した額の1/3に相当する額と2,174円のいずれか低い額	当該私立高等学校(通信制課程)の授業料に準ずる納付金(月額)の1/3に相当する額と1,694円のいずれか低い額	当該私立高等学校(通信制課程)の入学金の1/2に相当する額

①16歳未満の扶養親族の数×35,500円

②16歳以上19歳未満の扶養親族×18,500円

※授業料は1単位当たりの金額であるため、月額は、当該科目の履修月数で除した額となる。

※入学金の減免対象額は、県立高校単位制の入学金相当額500円を控除した額とする。

5 全学校種共通

- ・父または母の死亡により、授業料等の納入が困難になったと認められる世帯の生徒は、知事が適当と認める額
- ・風水害、火災、その他の事由により授業料等の納入が困難になったと認められる世帯の生徒は、知事が適当と認める額

別表 2

区分	添付書類
生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第6条第1項に規定する被保護世帯の生徒	生活保護受給証明書
当該年度の道府県民税および市町村民税が非課税世帯の生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が発行する保護者の市町村民税所得割額が明示された書類 <li style="padding-left: 20px;">4～6月分…前年度のもの <li style="padding-left: 20px;">7～3月分…当該年度のもの <li style="padding-left: 20px;">※保護者全員の書類を添付すること ・①、②の扶養親族が確認できるもの（申立書、健康保険証の写しなど）
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、31,500円に①、②の合計を加えた額未満の世帯の生徒	
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、135,500円に①、②の合計を加えた額未満の世帯の生徒	
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、66,600円に①、②の合計を加えた額未満の世帯の生徒	
父または母の死亡により、授業料等の納入が困難になったと認められる世帯の生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯員の戸籍謄本 ・民生委員の意見書（父または母（養父母）等の死亡により生活が困窮している旨の意見書） ・保護者の所得を証明する書類
風水害、火災、その他の事由により授業料等の納入が困難になったと知事が認める世帯の生徒	<p>（風水害による場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町長が発行する被災証明書 ・税務署長または県税事務所長の証した減免証明書 ・保護者の所得を証明する書類 <p>（火災による場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防署の証した被災証明書 ・保護者の所得を証明する書類

①16歳未満の扶養親族の数×35,500円

②16歳以上19歳未満の扶養親族×18,500円